

児童手当制度のご案内

この制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成および資質の向上を図るためのものです。

児童手当を受けるためには、申請が必要です。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

支給対象 生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。（所得制限あり）

※公務員の方は、職場からの支給となります。

支給時期 毎年6月・10月・2月にそれぞれ前月分まで（4か月分）が支払われます。

支給月額

- ・3歳未満 一律 15,000円
- ・3歳以上小学校修了未満
 - 第1・2子 10,000円
 - 第3子以降 15,000円
- ・中学生 一律 10,000円
- ・所得制限による特例給付の場合 一律 5,000円

現況届の提出 6月1日現在、手当を受給している方は毎年6月中旬に「現況届」の提出が必要です。この届けの提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。該当になる方にはご案内を郵送しますので、各日程により提出してください。

☎こども課 25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082 大滝☎55-0865

荒川☎54-2116

後期高齢者医療保険料の 軽減措置が変更になりました

一定の所得以下の方の所得割額や被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置の一部が変更になりました。

所得割額 「賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得）」が58万円以下の方を対象に2割軽減されていましたが、今年度は廃止となります。

均等割額 会社の健康保険などの被扶養者だった方の軽減について、7割軽減されていましたが、今年度は5割軽減となります。また、平成31年度以降は後期高齢者医療保険加入から2年を経過する月までは5割軽減となりますが、その後は廃止となります。所得割については引き続き賦課されません。

なお、所得の少ない方に対する均等割額の軽減については拡充され、5割軽減と2割軽減の対象者が拡大されました。

この見直しは被保険者が増え、医療費が増加する中で制度の持続性を高めるために行われたものです。ご理解とご協力をお願いします。

☎保険年金課 25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082 大滝☎55-0865

荒川☎54-2395

秩父市避難行動

要支援者名簿を作成します

市では、秩父市地域防災計画のもと、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時における安否確認や避難支援などの必要な支援を受けられるように、対象となる方には、6月中旬頃に郵送で通知させていただきます。なお、以前送付させていただいた方にはお送りしません。

避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方）と認められた方の名簿を作成しています。

対象者

次に該当する在宅で生活されている方が対象となります。

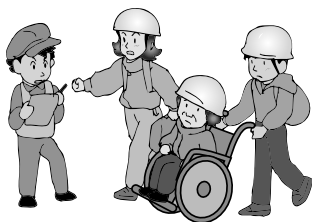
- ① 身体障害者手帳1級または2級を所持する方（ただし、障害の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限りません）
- ② 療育手帳（A・A）を所持する方
- ③ 精神保健福祉手帳1級を所持する方
- ④ 要介護認定3～5を受けている方
- ⑤ 前号に掲げるものに準ずる状態にある難病患者

避難支援等関係者

⑥ その他避難支援等を希望し、市長が支援の必要を認めた方
※①～⑤の名簿対象者に該当しない場合でも、避難支援等を希望し、「秩父市避難行動要支援者名簿」への登録を申請すれば、避難支援等関係者へ情報提供を行います。また、名簿情報は、原則1年に一度更新します。

市で作成する避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等の実施に携わる関係者を指します。秩父市地域防災計画では、次の方々を避難支援等関係者としています。

秩父消防署、秩父市消防団、秩父警察署、小鹿野警察署、民生委員・児童委員・秩父市社会福祉協議会、自主防災組織（町会）
☎社会福祉課 25-5204





2コマ目のセリフ(対処法)が全然活かされてないぞ〜!

こども医療費の対象年齢を18歳までに拡大します

現在、中学校卒業までのお子さんを対象としているこども医療費支給制度は、平成30年10月診療分から、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大します。

対象 市内に住所があり、健康保険（国民健康保険または社会保険）に加入している18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん

登録申請が必要な人 平成12年4月2日から平成15年4月1日の間に生まれたお子さん

※新たに登録申請が必要なお子さんのいるご家庭には、5月中に登録申請書を送付しましたので、必要書類を添えて申請してください。なお、該当するにも関わらず、書類が届いていない場合は、お問い合わせください。

登録申請に必要なもの

- ・こども医療費受給資格登録申請書
- ・お子さんの健康保険証のコピー
- ・受給資格者（保護者）名義の預金口座番号のわかるもの

現在中学3年生までのおうちん

資格を継続しますので、登録申請は必要ありません。有効期間を更新（延長）した「こども医療費受給資格証」を9月末までに送付します。

こども医療費支給制度とは

こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、保護者に対し、こどもの医療費（保険適用分）を支給するものです。

申・問 こども課 ☎25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-0865
荒川 ☎54-2116

第4回ちちぶ いきあいフォーラム

保健・医療・介護・福祉の現場で働く人たち
～人材確保について考える～

秩父圏域1市4町では、在宅医療介護の連携により誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう「ちちぶ版地域包括ケアシステム（愛称：ちちぶいきあいシステム）」の構築を進めています。一方で高齢社会を迎えた秩父では、地域生活を支える医療・介護の人材の不足が課題となっています。

今回は、秩父圏域をめぐる現状と人材育成・確保について講演等を行います。ぜひご参加ください。

と き 6月24日(日)午後1時30分～4時、1時開場

と ころ 秩父宮記念市民会館大ホール フォレスト

内 容 プロローグ「ちちぶ版地域包括ケアシステムの状況報告」ちちぶ圏域ケア推進会議会長 久喜 邦康 秩父市長

基調講演 「秩父地域が存続していくために必要なことー医療・介護・健康づくりを考える」講師 城西大学経営学部教授 伊関 友伸氏

劇団いきあい公演 「地域包括ケアシステムが支えるある地域の物語～人材育成編～」

入場料 無料

主 催 ちちぶ圏域ケア連携会議
市立病院地域医療連携室（ちちぶ在宅医療・介護連携相談室）

☎25-5013



秩父市監査委員(議員選出)の就任



小櫃 市郎氏
(下吉田)

小櫃氏は、市議会5月臨時会において議会の同意を得て、5月18日付で久喜市長から監査委員に選任されました。

秩父市教育委員会委員の就任



高野 豊子氏
(滝の上町)

高野氏は、市議会3月定例会において議会の同意を得て、5月25日付で久喜市長から秩父市教育委員会委員に任命されました。



ポテくまくんのテーマソング「ポテくまマーチ」発売中！

市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所でCD1枚500円にて販売